

JAS 0005

日本農林規格
JAPANESE AGRICULTURAL
STANDARD

人工種苗生産技術による水産養殖産品

Aquaculture products by artificial seedling production techniques

2018年12月28日 制定

農林水産省

目 次

	ページ
1 適用範囲	1
2 用語及び定義	1
3 要求事項	2

まえがき

この規格は、日本農林規格等に関する法律第4条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人持続可能な水産養殖のための種苗認証協議会（SCSA）から団体規格（持続可能な水産養殖のための種苗認証 原則と基準 ver.1.4）を基に作成した日本農林規格原案を具して日本農林規格を制定すべきとの申出があり、日本農林規格調査会の審議を経て、農林水産大臣が制定した日本農林規格である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起する。農林水産大臣及び日本農林規格調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権及び出願公開後の実用新案登録出願にかかわる確認について、責任はもたない。

人工種苗生産技術による水産養殖産品

Aquaculture products by artificial seedling production techniques

1 適用範囲

この規格は、持続可能な水産物需給の実現のため、人工種苗生産技術による水産養殖産品について規定する。

2 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、次による。

2.1

人工種苗生産技術による水産養殖産品

人工種苗 (2.2)、養殖魚 (2.3) 及び加工品 (2.4)。

2.2

人工種苗

育種選抜された養殖親魚又は天然親魚から自然産卵、誘発産卵又は人工授精により採卵した受精卵又はその受精卵からふ化した仔魚・稚魚。

2.3

養殖魚

人工種苗 (2.2) から養殖した魚。

2.4

加工品

養殖魚 (2.3) を加工した加工品 (切り身又はこれを味付けしたものに限る。)

2.5

生産履歴

ふ化から開示を求められた時までの給餌、投薬、移動履歴その他の生産に関する一連の履歴。

2.6

生産ロット

生産履歴 (2.5) と関連付けられる人工種苗生産技術による水産養殖産品 (2.1) を識別するための単位。

2.7

飼料

魚の栄養に供することを目的として使用される配合飼料。

2.8

生餌

巻き網漁等で漁獲され、餌料に用いられる小型多獲性魚類 (冷蔵・冷凍を含む。)

2.9

生物餌料

魚の初期養殖期間に給餌される餌料生物（冷蔵・冷凍又は乾燥状態を含む。）。

2.10

飼料等

飼料（2.7）、飼料添加物、生餌（2.8）、生物餌料（2.9）及び動物用医薬品。

2.11

衛生動物

そ族、鳥類、その他の野生動物である害獣及び害虫。

2.12

不明魚

養殖中において、養殖施設から存在しなくなった理由が不明な魚。

注記 へい死、逃亡及び盗難その他存在しなくなった理由が明らかな魚は含まれない。

3 要求事項

3.1 一般

養殖魚又は加工品は、人工種苗を用いていることを証明するため、生産ロットごとに生産履歴が追跡可能な状態でなければならない。また、外部からの要請に応じて、生産履歴の情報及び3.2に規定する人工種苗の証拠を養殖・加工中であると出荷後であるとを問わず、提供可能な状態でなければならない。

注記 提供可能な状態には、管理下でない生産履歴の情報について、追跡可能な情報を提供できる状態であることが含まれる。

3.2 人工種苗の証拠の保管

3.2.1 養殖魚又は加工品が、人工種苗に由来することを証明するため、次のいずれかの事項を満たす組織小片又は魚体が、出荷されてから少なくとも5年間、DNAの塩基配列による鑑定が可能な状態で冷凍保管しなければならない。

- a) 人工種苗の生産に使用した全ての親魚のひれ等の組織小片（1g以上）
- b) 組織小片の入手が困難な場合、その人工種苗群から抽出した魚体（親魚数に応じて人工種苗に由来することを証明するために必要な数量）

3.2.2 保管した組織小片又は魚体は、生産履歴と関連付けなければならない。

3.3 飼料等の管理

養殖に使用する飼料等は、持続可能な水産養殖のために、必要最小限に使用し、適切に保管し、その管理記録の情報が養殖中であると出荷後であるとを問わず、提供可能な状態でなければならない。

注記 持続可能な水産養殖を実施するための飼料等の管理には、周辺環境へ影響を及ぼさないための適正給餌量の維持、菌の薬剤耐性化の抑制のための動物用抗菌剤使用の低減並びに被汚染、劣化及び衛生動物による被害の防止等がある。

3.4 養殖中の逃亡及び侵入管理

養殖中の人工種苗又は養殖魚が逃亡（受精卵の流出を含む。）しないように、かつ、天然の魚が養殖施設へ侵入しないように必要な措置を講じていなければならない。ただし、魚の逃亡又は侵入を防止することが困難となった場合にあっては、逃亡又は侵入した魚の尾数を把握しなければならない。この場合、不明魚にあっては、逃亡したものとみなしてその尾数を把握しなければならない。

3.5 養殖・加工における区分管理

人工種苗，養殖魚又は加工品は，その養殖・加工において，管理開始時点から出荷されるまで，他の生産ロット及び人工種苗，養殖魚又は加工品以外と区分して管理されなければならない。

制定等の履歴

制 定 平成30年12月28日農林水産省告示第2813号

制定文、改正文、附則等（抄）

○ 平成30年12月28日農林水産省告示第2813号

平成31年1月27日から施行する。

附 則

この告示の施行の際現に人工種苗に由来することを証明するために必要な生産履歴の情報が追跡可能な人工種苗生産技術による水産養殖産品については、3.2.1の規定を満たしているものとみなす。